



# TNY India Newsletter

2024/9/20  
No.14

## CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 ノン・ワークマンの解雇について
- 3 2024年8月の主な法律・規則、ガイドライン等の改正・制定情報
- 4 編集後記

## はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、8月の法律・規則等の改正・制定情報とノン・ワークマンの解雇についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、[shumpein@tnygroup.biz](mailto:shumpein@tnygroup.biz) までご連絡頂けると幸いです。

## ノン・ワークマンの解雇について

前回8月号にて、インド労働法上の解雇規制について説明しました。もっとも、解雇規制を定める労働法である産業紛争法の適用があるのは、主に工場で雇用されるワークマン（Workmen）を解雇する場面です。そのため、ノン・ワークマン（ワークマンに該当しない者）については、雇用契約、就業規則、店舗・施設法などの規定に基づき解雇を行う必要があります。

以下では、産業紛争法の適用がある「ワークマン（Workman）」及び州法である店舗・施設法の説明をいたします。

### 1. 産業紛争法上のワークマン（Workman）について

産業紛争法では、「ワークマン（Workman）」とは、雇用条件が明示的であるか黙示的であるかを問わず、賃金又は報酬のために、手作業、非熟練労働、熟練労働、技術的、作業的、事務的、又は監督的業務を行うためにあらゆる産業で雇用される者（見習いを含む）と定義されています（産業紛争法2条(s)）。また、同条は、監督的立場で雇用され月額INR1万を超える賃金を受け取る者で、かつ、職務の性質上、又は与えられた権限により、主に管理的な性質を持つ職務を遂行する者は、ワークマンに該当しないと規定しています。

したがって、監督的立場で雇用され賃金が月額INR1万を超える者や、管理的な性質を持つ職務を遂行するため雇用された者は、ノン・ワークマンとなります。

### 2. 産業紛争上の解雇規制が適用されない場合について

解雇の対象となる労働者が産業紛争法上のワークマンに該当しない場合、すなわちノン・ワークマンの解雇の場合は、産業紛争法上の解雇規制が適用されません。インドの労働法令による解雇規制は適用されず、使用者（現地法人）とノン・ワークマンとの間の雇用契約書や就業規則で定められた規定に従い解雇手続を行うことが必要となります。

もっとも、産業紛争法が適用されない場合でも、州法の店舗・施設法が適用される場合は、雇用契約

や就業規則に定める解雇規制は、店舗・施設法の規定よりもノン・ワークマンに不利な内容の規定を雇用契約や就業規則に定めることはできません。

### 3. 各州の店舗・施設法の解雇規制について

以下がデリー、ハリアナ州、マハラシュトラ州、カルナータカ州、タミル・ナドゥ州のそれぞれの店舗施設法の解雇に関する規定になります。

マハラシュトラ州においては、1948年マハラシュトラ州店舗・施設法には解雇時の通知期間などの規定がありましたが、1948年マハラシュトラ州店舗・施設法を廃止する新法である2017年マハラシュトラ州店舗・施設法が解雇時の通知期間等の規定を定めていません。

項目	デリー	ハリアナ州	マハラシュトラ州	カルナータカ州	タミル・ナドゥ州
通知期間	3カ月以上継続して雇用している従業員に対して、少なくとも1カ月前の書面での通知が必要。または、通知に代わる賃金。	1カ月前の書面での通知が必要。または、通知に代わる賃金。 3カ月以上継続して勤務していない従業員は、通知に代わる賃金を受けることはできない。	なし。	合理的な理由がある場合を除き、6カ月以上継続して勤務している従業員に対して、1カ月前の通知が必要。または、通知に代わる賃金。	合理的な理由がある場合を除き、6カ月以上継続して勤務している従業員に対して、1カ月前の通知が必要。または、通知に代わる賃金。
懲戒解雇の場合	書面で従業員に不正に対する説明の機会を与えた場合は、通知期間は不要。	通知またはそれに代わる賃金は不要。	なし。	通知またはそれに代わる賃金は不要。	不正に対する聴聞において記録された十分な証拠がある場合は、通知は不要。

雇用契約書や就業規則において通知期間等を定めていない場合は上記の州法の規定に従い解雇手続を進めることが必要となります。また、雇用契約書や就業規則では、上記の規制よりも労働者に不利な条項を設けることはできません。

## 2024年8月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（8月1日～8月31日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
8-Aug	Frequency of reporting of credit information by Credit Institutions to Credit Information Companies	Reserve Bank of India
12-Aug	Review of regulatory framework for HFCs and harmonisation of regulations applicable to HFCs and NBFCs	Reserve Bank of India
16-Aug	Review of Master Direction - Non-Banking Financial Company – Peer to Peer Lending Platform (Reserve Bank) Directions, 2017	Reserve Bank of India
29-Aug	Scheme for Trading and Settlement of Sovereign Green Bonds in the International Financial Services Centre in India	Reserve Bank of India
1-Aug	<u>Securities and Exchange Board of India (Mutual Funds) Regulations, 1996</u> [Last amended on August 01, 2024]	Securities and Exchange Board of India
6-Aug	<u>Securities and Exchange Board of India (Alternative Investment Funds) (Fourth Amendment) Regulations, 2024</u>	Securities and Exchange Board of India

21-Aug	<u>Securities and Exchange Board of India (Research Analysts) (Second Amendment) Regulations, 2024</u>	Securities and Exchange Board of India
29-Aug	<u>Securities Contracts (Regulation) (Stock Exchanges and Clearing Corporations) (Fourth Amendment) Regulations, 2024</u>	Securities and Exchange Board of India
29-Aug	<u>Securities and Exchange Board of India (Depositories and Participants) (Second Amendment) Regulations, 2024</u>	Securities and Exchange Board of India
29-Aug	<u>Securities Contracts (Regulation) (Stock Exchanges and Clearing Corporations) Regulations, 2018 [Last amended on August 29, 2024]</u>	Securities and Exchange Board of India
5-Aug	<u>Limited Liability Partnership (Amendment) Rules, 2024'   1 MB</u>	Ministry of Consumer Affairs
6-Aug	<u>Companies (Adjudication of Penalties) Amendment Rules, 2024   2 MB</u>	Ministry of Consumer Affairs
13-Aug	<u>Companies (Registration of Foreign Companies) Amendment Rules, 2024</u>	Ministry of Consumer Affairs
14-Aug	<u>Companies (Indian Accounting Standard) Amendment Rules, 2024   2 MB</u>	Ministry of Consumer Affairs
16-Aug	<u>Foreign Exchange Management (Non-debt Instruments) (Fourth Amendment) Rules, 2024.</u>	Ministry of Finance (Department of Economic Affairs)
30-Aug	Govt. notifies Telecommunications (Administration of Digital Bharat Nidhi) Rules, 2024...	Ministry of Telecommunications

## ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

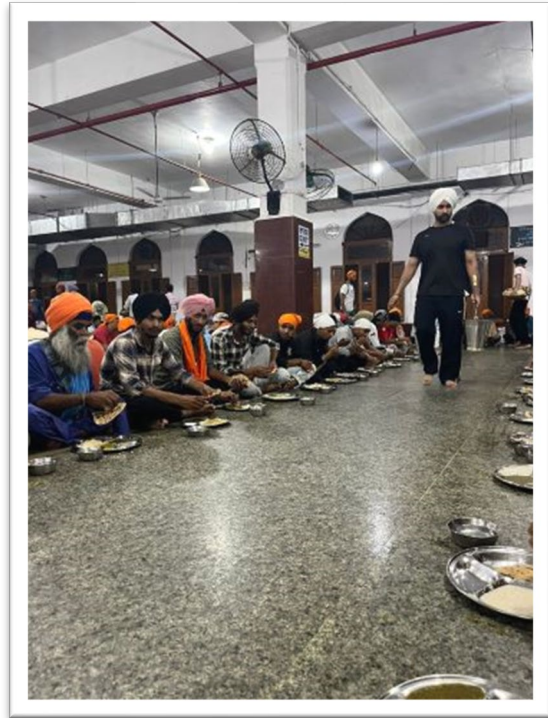
- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

## 編集後記

アムリトサルにあるシーク教のゴールデン temple に行きました。ゴールデン temple 内の食堂にて無料で配膳されるダールを食べてきました。美味しかったです。

本稿は、2024年 9月20日現在の情報に基づきます。



### **TNY Services (India) Private Limited**

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC, Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14, Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: [info@tnygroup.biz](mailto:info@tnygroup.biz)

Phone: +91 74282 85229

URL: <https://india.tny-legal.com>